

## 那覇市学校施設等長寿命化計画改定業務委託に係る プロポーザル募集要領

那覇市学校施設等長寿命化計画改定業務委託に係る公募型プロポーザルに関わる資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

### 1. 業務概要

#### (1) 業務名

那覇市学校施設等長寿命化計画改定業務委託

#### (2) 業務目的

本業務では、那覇市（以下「本市」という。）が所有する小学校、中学校、幼保連携型認定こども園及び学校給食センターの施設について、長寿命化の観点から、中長期的な財政負担の低減及び平準化を図り、学校施設の維持管理・更新等を着実に推進するために「那覇市学校施設等長寿命化計画」を改定する。本業務の受託する者として、豊富な経験と高い専門知識を有する業者から企画提案を募集し、最も適切な者を選定するため、公募型プロポーザル方式により選定を行う。

#### (2) 業務内容及び履行方法

別紙業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）のとおり

#### (3) 履行期間

契約の翌日から令和6年3月29日（金）まで

#### (4) 業務の見積もりに関する要件

見積上限額は、17,105,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

ア 見積上限額は、業務履行期間に係る総額として提示する上限額であり、契約金額ではない。

イ 募集に要する経費は含まない。

ウ 受託候補者に対しては、企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積もりの提出を求める。

エ 見積上限額を超える企画提案は受け付けない。

### 2. 実施形式

本件は、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する。

### 3. 参加資格要件

本件プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、参加表明書等の提出期限の日から契約を締結する日までの期間(要件ごとに基準の期間が定められている場合は、当該定められた基準の期間)、以下の全ての要件を満たすものとする。この場合、参加希望者及び協力連携事業者は、下記(1)～(10)のすべての要件に適合させること。ただ

し、(1)～(3)の要件については、参加希望者または協力連携事業者の何れかが満たしていれば足りるものとする。また、協力連携事業者は本事業の参加希望者、及び他の参加希望者の協力連携事業者となることはできない。

- (1) 那覇市内に本店若しくは支店又は営業所を有する者。
- (2) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する令和5・6年度の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者で「建築関連建設コンサルタント」の業種に登録がある者。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23法の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和57年1月26日助役決裁）第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の3か月前から契約を締結する日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（6）に該当する者を除く。）
- (8) 本市の市税を滞納していないこと。また、市外または県外に本社をおく法人の場合、本社所在市町村の市町村税を滞納していないこと。なお、滞納していないことを証するものを参加申込書に添付し提出すること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じる者として、公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。（下請業者も同様とする。）
- (10) 本業務を受託した場合には、業務開始時点において、企画提案書により提案された同種又は類似の業務実績がある有資格者の技術者を配置すること。また、企画提案書により提案された業務実施体制により当該業務を履行すること。

同種の業務とは、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定について（平成27年3月31日26文科施第569号）」に基づく、公立文教施設（公立学校施設及び公立社会教育施設）の行動計画・個別施設計画の策定業務とする。

類似の業務とは、国、地方公共団体、国立・公立大学法人又は独立行政法人等が発注した業務で以下の①、②のうちいずれかに該当するものとする。

- ① 公共施設等総合管理計画策定業務又は施設白書計画策定業務
- ② 総合管理計画に基づく個別計画として位置づけられている施設の計画策定業務  
（例）公営住宅ストック総合活用計画、公営住宅長寿命化計画、等

#### 4. 募集等における主なスケジュール（予定）

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
募集要領等公告	令和5年5月22日（月） ※市ホームページに掲載
質問期限	令和5年6月6日（火）午後5時まで
質問回答	令和5年6月8日（木） ※市ホームページに掲載
参加表明書等の提出期限	令和5年6月16日（金）
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出依頼	令和5年6月21日（水）
企画提案書の提出期限	令和5年7月 5日（水）
企画提案プレゼンテーション日 （ヒアリング等含む。）	令和5年7月19日（水） （企画提案書提出依頼と併せて通知）
企画提案書審査結果の通知	令和5年7月24日（月） ※市ホームページに掲載
契約締結日（予定）	令和5年7月31日（月）予定
業務の履行期間	契約締結の翌日から令和6年3月29日（金）まで

※最終的な第2次審査の実施日程は、参加資格を有する者へ個別に通知する。

#### 5. 質問受付及び回答

募集要領及び仕様書に質問がある場合は、次のとおり「(様式6) 質問書」を提出すること。

- (1) 質問期限：令和5年6月6日（火）午後5時必着
- (2) 質問方法：件名を「那覇市学校施設等長寿命化計画プロポーザル質問について」とし、「12. 本件プロポーザルに関する問い合わせ先（事務局）」に記載された電子メールあて提出すること。質問提出の際には、会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。
- (3) 回答方法：令和5年6月8日（木）午後5時までに本市ホームページ上に回答を掲載する。

## 6. 参加申込み方法と提出期限

以下の書類を提出期限までに、末尾記載の「12. 本件プロポーザルに関する問い合わせ先（事務局）」まで直接持参又は郵送により令和5年6月16日（金）午後5時（必着）までに提出すること。なお、直接持参による場合は、平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時の間の受付とする。

参加表明書等 1部提出（番号順に綴じ、ホッチキス留めとする。）

- ① プロポーザル参加表明書（様式1）
- ② 共同企業体協定書（参考様式） ※該当する場合のみ
- ③ 法人概要書（様式2） ※協力連携事業者についても提出
- ④ 同種又は類似の業務実績書（様式3）
- ⑤ 業務実施体制表（様式4）
- ⑥ 各技術者の経歴等（様式5） ※様式に定める添付書類も併せて提出
- ⑦ 登記事項証明書（全部事項証明）写し可 ※協力連携事業者についても提出
- ⑧ 市町村税納税証明書（滞納のない証明）写し可 ※協力連携事業者についても提出

## 7. 企画提案書等の提出と提出期限

以下の書類を提出期限までに、末尾記載の「12. 本件プロポーザルに関する問い合わせ先（事務局）」まで直接持参又は郵送により令和5年7月5日（水）午後5時（必着）までに提出すること。なお、直接持参による場合は、平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時の間の受付とする。

（1）企画提案書等 10部提出（正本1部、副本9部）、PDFデータCD-ROM1枚

### ①企画提案書

企画提案書は特記仕様書の「第7 業務内容」に基づき、計画改定概要についての現段階での提案を分かりやすく記入すること。また、企画提案書は日本工業規格A4版（様式自由）で片面印刷とし合計10ページ以内で作成すること。単色・カラーは自由、文字の大きさは12ポイントを基本とするが、図表等をはじめ表現上必要な場合等はその他のポイントの使用も可とする。企画提案書は見やすく、わかりやすいものとする。

### ② 費用内訳書（消費税及び地方消費税を含む。）

費用内訳書は日本工業規格A4版（様式自由）で片面印刷とし1ページ（上記①のページには含まない。）とする。見積上限額以内で、参加希望者の業務提案等も含めた積算とし、積算内訳（数量含む。）が分かるよう作成すること。

### （2）注意事項

- ① 参加申込みは、1応募者につき1件とする。
- ② （1）の①、②の書類には、会社名を推測できる記載、表現、ロゴ等を入れないこと。これらが入っている場合、企画提案書は無効となるので、十分に注意すること。
- ③ 1.（2）業務目的に鑑み、参加希望者の専門性等を生かした企画提案に努めること。
- ④ 提出期限後の企画提案内容等の追加及び資料の追加は認めない。プレゼンテーション及び質疑応答においても同様とし、追加資料の提出及び提示は認めない。

## 8. 審査方法

企画提案書等の審査は、以下のとおりとする。

### (1) 第1次審査（参加資格の確認）

期限内に提出された参加表明書等により、参加資格を有すると認められる参加希望者を事務局で確認する。なお、第1次審査の結果については、参加資格の確認後速やかに個別に通知する。参加資格の有無の確認後、速やかに個別に通知する。参加希望者のうち適格と判断した者が、5者以上の場合は、事務局にて「配置予定技術者の資格」及び「配置予定技術者の経験等」を評価し、上位5者を選定する。

### (2) 第2次審査（企画提案内容のプレゼンテーション審査）

第1次審査により参加資格を有すると認められた者に対し、企画提案のプレゼンテーション審査を実施し、審査委員による審査において総合的に評価を行い選定する。

① 第2次審査実施日：令和5年7月19日（水） 予定

② 時間及び会場：審査会開催通知書にて通知する。

③ 発表時間等：1応募者に対し30分程度（説明15分以内、質疑応答10分程度、審査員採点5分程度含む。）

#### ④ その他

ア 説明する者は、本案件を受託した場合に業務で配置する者とし、参加人数は4名以内とする。説明は、提出済みの「企画提案書」の他、プロジェクターで投影するスライドショー（パワーポイント等）による説明も可能とするが、「企画提案書」に記載のない追加資料は認めない。説明は提出した「企画提案書」の内容を記載の項目順毎に行うこと。また、「企画提案書」の内容を逸脱しないように留意すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、事務局で用意するが、ノートパソコン等を使用する場合は、参加希望者で用意すること。また、ノートパソコン等はHDMI端子にて外部出力ができるものとする。

イ 審査後、会員の審査により順位を決定し、順位第1位となった者を優先交渉権者とする。

ウ 審査会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問い合わせには応じない。

優先交渉権者等の選定にあたっては、主に以下の評価基準を定めて審査する。

評価項目	評価基準		配点 (70点)
会社の業務実績及び業務実施体制	会社の業務実績	・過去10年以内の同種又は類似業務の実績数について評価	15点
	業務実施体制の評価	・従事予定者数による業務実施体制及び配置予定技術者の保有資格について評価	
	主任技術者の評価	・配置予定の主任技術者の資格及び業務実績について評価	
企画提案内容	企画提案書の的確性・妥当性	・業務特記仕様書に示された業務内容に対する取り組みや考え方について評価	42点
	企画提案書の実現性	・業務に対する具体的な方向性や実現性について評価	

業務遂行に対する考え方（創造性）	・業務遂行に対する応募者の考え方、姿勢、本市の学校施設等の長寿命化に対する業務提案やアピール等について評価	10点
費用内訳書	・業務費用について評価	3点

※配置予定の主任技術者等が有する資格の評価は、審査要領による。

## 9. 審査結果の公表

本業務の選定結果については、優先交渉権者及び次点者を那覇市ホームページに掲載する。

## 10. 契約締結に向けての協議

前記において選定された第1位の優先交渉権者と協議し、提案された内容を特記仕様書へ反映するなど調整の上、見積上限額の範囲内で契約を締結する。ただし、第1位の優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点者と協議し契約を締結するものとする。次点者との協議が整わない場合は、次点者以降との協議を審査委員の合議により決定する。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行ったうえで、本契約の仕様に反映させる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行うものとする。企画提案書の項目に追加等を行った場合は、受託候補者から協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて徴取するものとする。

見積り金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合は、この限りではない。

### 11. その他注意事項等

- (1) 書類の作成、提出及びその説明に要する費用は、すべて参加希望者の負担とする。
- (2) 提出書類の返却には応じないものとする。なお、提出された全ての規格提案書等は、本件プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (3) 審査結果に関する質問及び異議申し立ては受け付けない。
- (4) 提出書類に関する著作権は参加希望者に帰属する。ただし、本案件に係る情報公開請求があった場合は、那覇市情報公開条例（昭和63年1月11日条例第1号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

### 12. 本件プロポーザルに関する問い合わせ先（事務局）

住 所：那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所10階

那覇市教育委員会 生涯学習部 施設課

担当者：知念 一芳（ちねん かずよし）

電 話：098-917-3503 FAX：098-917-0303

E-mail：E-G-SISSETU001@city.naha.lg.jp